

公的年金課税と課税ベースの漏れ*

麻 生 良 文

1. はじめに

この論文の目的は、年金課税のあり方を租税原則の観点から検討することである。この際、公的年金の性格をどう考えるかが重要である。公的年金を保険と考えるのか、所得移転政策のひとつと考えるのか、あるいは両者の性格をあわせ持っていることを認めるかによって課税ベースが変わってくる。2. において、それぞれの場合について、課税ベースがどうなるかを議論する。3. において、税制の現状を租税原則の観点から概観する。4. では、現行の年金課税が租税原則からどの程度乖離しているかを議論する。そのために、課税ベースの「漏れ」がどの程度なのかを計算した。計算の結果は、「漏れ」は非常に大きく、平均的な世帯で人的資産のおよそ20%が課税ベースから漏れていること、また高額所得者ほど課税ベースの「漏れ」が大きいことを示している。

2. 租税原則と年金課税

この節では、所得税主義と支出税主義のそれぞれの立場から導かれる年金課税のあり方を整理する。ここでは、公的年金の性格を次の3つに区別して議論しよう。

- 1) 公的年金が年金保険としての機能のみを持っている場合
- 2) 公的年金が年金保険ではなく、所得移転政策であると理解する場合
- 3) 両者の特徴が混在しているとき

租税原則から現実の年金課税のあり方について述べた論文に野口(1989)、大田(1990)がある。野口(1989)、大田(1990)は公的年金の性格とし

て1)を想定した議論を行っている。

(1) 公的年金を純粋な年金保険と考える場合

最初に、公的年金が純粋な年金保険であると考えられる場合の課税方法を考える。純粋な年金保険とは、保険機能にもとづいた所得移転(死亡者から生存者への移転)のみが生じ、それ以外の所得移転を生じさせないものである。すなわち、次の関係式を満たしていなければならない(保険数理的にフェアでなければならない)。

$$E(b)/(1+r) = A \quad (1)$$

ここで A は年金の拠出額、 b が年金給付で、 $E(b)$ はその期待値である。また、 r は通常の貯蓄の収益率である。

まず、所得税主義のもとでの課税方法は次の通りである。年金の拠出は所得の一部だから、課税されなければならない。次に、拠出金からの運用益も所得であるから、発生時に課税されなければならない。年金給付は貯蓄の引き出しと同等なので所得ではなく、非課税となる。結局、所得税主義のもとでは、拠出・運用益課税、給付非課税が原則となる。

支出税主義のもとでは、支出税型(貯蓄控除型)と労働所得税型の二つの課税方法がある。支出税型では、拠出は貯蓄と同等だと考えられるから非課税である。給付は貯蓄の引き出しと同等なので課税される(元本と運用益の両者が課税対象である)。結局、支出税型では給付時のみの課税となる。

労働所得税型では、拠出は課税、運用益と給付は非課税となる。なお、保険数理的にフェアな年金では、(1)式が成立するので、労働所得税型と支出税型は(期待値で考えた場合)等価である。以上の議論をまとめた結果が表1である。

表1 公的年金課税の原則(保険)

	拠出	運用益	給付
所得税主義	課税	課税	非課税
支出税主義	貯蓄控除型 労働所得税型	非課税 課税	非課税 課税 非課税

(2) 所得移転政策であると考えられる場合

公的年金が賦課方式で運営されており、給付が拠出と関連づけられていない場合には、公的年金は労働者から高齢者への所得移転政策であると考えられることができる。この場合、拠出は年金給付のための目的税と考えるか、あるいはそもそも所得の一部ではなかった(すなわち再分配後の所得をもとに課税すべきだという立場)と考えるべきである。以下では、議論を簡単にするために、後者の立場に立つことにしよう¹⁾。次に運用益だが(完全な賦課方式であれば運用益は存在しない)、これも個人の所得にあたらぬ。給付は所得になる。したがって、所得税主義では、給付時のみ課税となる。支出税主義のもとでも、拠出、運用益は課税対象ではない。給付は所得で課税対象となる。労働所得税型でも、給付時に課税すれば良い²⁾。

(3) 両者の性質が混在している場合

現実の公的年金は、年金保険の機能と所得移転の機能の両方を有していると考えられる。まず、現実の公的年金の給付は拠出と関連づけられ、給付は受給者の生存を条件としている³⁾。この点では、年金保険と同じ性格を持っているところが、現実の公的年金は(1)式を満たしていない。今、 $E(b)/(1+r) - A$ を保険機能に基づかない所得移転分(割引価値で評価)と呼ぶことにしよう。麻生(1992a, 1992b)は、厚生年金について、この所得移転額の大きさを調べている⁴⁾。それによれば、厚生年金の所得移転は世代間での所得移転と同一世代内部での所得再分配機能がある(所得水準や共稼ぎ世帯か片稼ぎ世帯かで移転額が異なる)。世代間所得移転については、各世代の平均所得水準の世帯では、1960年生まれの世代を境にしてそれ以前の世代ではプラスの所得移転があり、それ以降の世代ではマイナスの所得移転があるという。また、同一世代内部では、1940年生まれ以前の世代で

は現役時代に高所得者だったものほど移転が大きいという逆進的な再分配が行われ、それ以降の世代では高所得者ほど移転額が少なくなるという累進的な所得再分配が行われていることが明らかにされている。

現実の公的年金は、所得移転の機能(本当に所得再分配の目的で設計されたものかどうかはここでは問わない)をあわせ持っているので、拠出や給付を、貯蓄とその引き出しとして考えることはできない。そこで、拠出は保険料と税金の混合であり、給付は純粋な年金保険の給付と所得移転分の混合だと考えることにしよう。税金分は所得ではなく、所得移転分は所得として扱えば良い。このように分解できれば、後は前の節で述べた課税方法を適用するだけである。問題は、給付や拠出のどの部分までが保険に基づくのかである。これについては、次のように考えるのが合理的であると思われる。すなわち、

$$\min[E(b)/(1+r), A] \quad (2)$$

を純粋な年金保険の部分と考えるのである。拠出が給付に比べ小さければ(現在の高齢者世代にあてはまる)、拠出に見合う分までが保険で、それを超える給付の部分は所得移転分である。給付が拠出よりも小さければ(若い世代についてあてはまる)、給付は全て保険に基づいたものだが、拠出の一部は他の家計への所得移転に用いられている税負担分であると考えるのである。

この考え方以外にも次のような考え方がありうる。第1は、公的年金が完全積み立て方式からどの位乖離しているかに基づいて、年金保険の部分と所得移転の部分に分解するという考え方である。乖離の大きさは、完全積み立て方式のもとで存在するであろう積立金と現実の積立金の大きさを比較することから求めることができる(マクロ的な分解はできても、個人単位への分解は難しいが)。これに基づいて、拠出や給付の保険部分を類推できるはずである。しかし、賦課方式で運営していても、市場収益率に等しい給付を支給することは可能な場合がある⁵⁾。この場合、積立金が現実には存在しないが、公的年金の果たしている役割は年金の保険

としての機能だけである。したがって、完全積立方式からの乖離の大きさを判断の基準にするのは望ましくないとと思われる。第2の考え方は、給付の全額が保険であるという見方に立つ考え方である。この考え方は、現在の高齢者世代への所得移転が、給付時に発生するのではなく、(20年、30年前の)拠出時に発生していると考えるに等しい。現在の高齢者世代に対する所得移転が拠出時に発生したと考えるのには無理がある。第3の考え方は、拠出の部分を全額保険とみる考え方である。この考え方では、たとえば給付が拠出よりも少ない現在20歳代の世代では、マイナスの所得移転が彼らが年金を受給する時点で発生していると考えられることになる。これも実情に反している。以上のように、どこまでを年金部分とみるかについてさまざまな考え方がありうるが、それぞれの考え方に弱点がある。それに対して、給付と拠出のどちらか小さい方を保険部分とみる見方は、これらに比べると自然である。まず、賦課方式で運営されていようが、完全積立方式で運営されていようが、市場収益率に等しい年金なのか(すなわち、貯蓄や他の私的年金と同等に扱うべきか)ということだけを問題にしている。また、所得移転の発生する時期も自然である。

さて、拠出と給付のうちの少ない方を保険とみる考え方から導かれる課税方法は次の通りである。多少複雑なので、所得移転が正の場合と負の場合に分けて議論しよう。まず、所得移転が正の場合である。この場合、拠出の方が給付よりも小さいので、拠出は全額保険と考える。したがって、拠出および運用益の扱いは、通常貯蓄と同等の扱いである。給付の扱いのみが異なる。給付の一部に所得移転分が含まれているため、給付時にこの移転分を追加的な所得に含める必要がある。したがって、所得税主義のもとでの課税方法は、給付時に移転分を課税するように変更しなければならない。労働所得税型の課税方法をとる場合も同様である。貯蓄控除型では課税方法の変更は無い。貯蓄控除型では、もともと給付時に給付の全額が課税ベースに含まれていた。この課税方法で、給付のう

表2 公的年金課税の原則(保険+所得移転)
所得移転が正の場合

	拠出	運用益	給付
所得税主義	課税	課税	移転分に課税
支出税主義	貯蓄控除型 労働所得税型	非課税 課税	非課税 非課税 移転分に課税

ちの所得移転部分も年金部分も等しく課税される。したがって、給付のうちどの部分が所得移転にあたるかを計算する必要はない。以上の課税方法をまとめたのが、表2である。

次に、所得移転が負の場合を考えよう。この場合、拠出の一部は税負担である。所得税主義の場合、この税負担相当分を課税ベースから控除して課税すれば良いことになる。また、運用益については拠出のうち税負担相当分を控除した保険部分にのみ課税すれば良い。給付には所得移転分が含まれていないので、非課税のままが良い。労働所得税型の課税方法でも、拠出の一部が税負担であることを考慮してその分を控除すれば良い。貯蓄控除型では、拠出はもともと課税されないのだから、税負担分は課税ベースから抜けている。したがって、貯蓄控除型においては課税方法の変更はない。以上の議論をまとめたものが表3である。

さて、現実には上の議論ほど単純ではない。単純化された2期間モデルでは、 $A-E(b)/(1+r)$ の算出は簡単である。しかし、現実の世界でこの額が明らかになるのは、保険料支払いを終えた時点である。給付が労働期間中の賃金の実績に基づいて決まるからである。つまり、所得税主義や労働所得税型に基づく課税を行う場合に、現実には拠出時に税負担相当分を控除することは不可能である。したがって、実現可

表3 公的年金課税の原則(保険+所得移転)
所得移転が負の場合

	拠出	運用益	給付
所得税主義	課税*	課税**	非課税*
支出税主義	貯蓄控除型 労働所得税型	非課税 課税*	非課税 非課税 非課税*

* 拠出中の $A-E(b)/(1+r)$ 分は所得から控除しなければならない。

** $A-E(b)/(1+r)$ から発生する運用益には非課税。

拠出中 $A-E(b)/(1+r)$ 分の非課税が拠出時に困難ならば、給付時に税金を戻す必要がある。

能な方法は、給付時に払いすぎた税額を戻す方法である(税額控除でもよいが、給付時の税負担がほとんど無い人の場合、過大な税負担が解消できない)。なお、労働所得税の場合は、保険料支払い期間中の各期の税負担相当分の累積価値を算出して、その分を戻す必要がある。所得税主義のもとでは、それに加えて、各時点で税負担相当分から発生した運用益相当分に対する税負担分も戻す必要があるかもしれない。ただし、この税負担相当分は、その時点での給付に使われていると考えれば運用益は実際には存在しない。したがって、実際の積立金から発生する運用益に課税を行えば、この分の調整の必要性はないだろう。

もちろん、以上の議論は、年金のどの部分が年金保険の部分で、どの部分が所得移転の部分かについてのある想定に基づいていた。そして、この想定を変えると、所得移転がいつ発生すると考えるべきかも変わってくる。ところで、支出税型(および労働所得税型)の課税方法をとる限り、移転の現在価値が変わらなければ、移転の発生時期の想定に変更があっても、税負担の現在価値は変化しない。しかし、所得税型の課税方法をとる場合、移転から発生する利子所得にも課税する必要があるので、移転の発生時期の想定によって税負担の現在価値は変化する。たとえば、移転の現在価値が等しくても、移転が若い時に集中して行われた場合は、移転がもっと後の時期に行われた場合に比べて、利子所得の分だけ、税負担が重くなければならない。もちろん、移転がより高次の政策目的にしたがって行われており、それに対する課税が不要だと考えるならば、今述べたやっかいな問題は生じない。

さて、最後に1点だけ指摘しておこう。それは、貯蓄控除型の課税方法をとる場合には、公的年金の性格がどのようなものであれ、給付の全額を課税対象にすれば良いという点である(年金給付を控除の対象としてはならない)。貯蓄控除型課税方法では、年金の移転分の計算をする必要がないという利点も持っている。ところで、時代の変遷によって公的年金の性格が変

質していくことは十分考えられる。事実、日本の公的年金制度は当初積立方式として発足した。今日では、それが事実上賦課方式に変質している。貯蓄控除型の課税方法は、このような公的年金制度の性格の変質に対して頑健である。つまり、課税方法を変える必要がないという長所が存在する。もちろん、税体型全体との整合性が重要なので、年金課税の体型だけを支出税型に変更すればよいというものではない。

3. 年金税制の現状

この節では、公的年金や私的年金、他の貯蓄手段に対する課税の現状を概観する。そして、第3節で議論した租税原則からみて、どの原則に基づいた課税が行われているのか、原則に忠実なのか、あるいは逸脱しているのかを議論する。このために、拠出、運用益、給付の課税の現状がどうなっているかをみればよい。なお、公的年金の性格については、保険機能と所得移転の両者の性格が混在しているとして議論を進めることにする。以下では、公的年金の課税をまず取り上げる。続いて、企業年金、個人年金を取り上げよう。

(1) 公的年金の扱い

公的年金の扱いは、拠出段階、運用益とも非課税で、給付段階では雑所得として課税の対象になっている。給付時のみ課税対象となるのだから、支出税型(貯蓄控除型)の課税に相当する。ただし、支出税型では、給付は貯蓄の引き出しと同等なので控除の対象としてはならない⁶⁾。しかし、後で述べるように、給付段階では公的年金等控除が存在する。この控除額が大きいので、給付段階も実質的非課税というのが公的年金課税の現状である。したがって、課税の原則からは大きく逸脱していると言えるだろう。

拠出段階については、保険料の本人負担分は社会保険料控除で全額所得控除されている。拠出のうち、事業主負担分については損金に算入されている。したがって、拠出段階では、本人負担分と事業主負担分の全額が非課税である。また、運用益も課税されていない。給付は課税

対象である。しかし、実際には寛大な公的年金等控除(所得控除)が存在しているために実質的に非課税である。

公的年金等控除は、定額控除(100万円、65歳未満の者については50万円)と定率控除とからなる。最低保証額は140万円である(65歳未満の者については70万円)。なお、公的年金等控除以外の所得控除に、老年者控除(50万円)、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除受給者(それぞれ35万円)がある。配偶者控除については、配偶者の年齢が70歳を超えると、老人配偶者控除(45万円)が適用される。世帯主が65歳以上の夫婦世帯で、配偶者が70歳に達していない場合(老人配偶者控除なしの場合)、年金受給者の課税最低限は一般にはおよそ320万円と説明されている⁷⁾。高山・舟岡・大竹・有田・上野・久保(1990)は、公的年金の受給者について課税最低限を調べている。彼らの計算によると、通常の場合、課税最低限はもっと高い。世帯主が65歳以上で年金収入のみの場合、配偶者にも年金収入があれば、世帯としての課税最低限はおよそ450万円である。320万円という値は配偶者が年金収入も含めて無収入の場合である。そして、配偶者に年金収入が無いというのは例外的なケースでしかない。さらに、高山ら(1990)は、現役世代の課税最低限との比較も行っている。子供なしの現役サラリーマン世帯(夫婦のみ)では、片稼ぎ世帯で174万円、共稼ぎ世帯で235万円である。これに比べると、公的年金受給者の課税最低限は高い。

さて、最初に公的年金の課税の原則は支出税型に基づいていると述べた。しかし、公的年金等控除の額が大きく、給付段階でも実質的には非課税である。したがって、実質上、拠出、運用、給付のどの段階でも課税されていないことになる。公的年金を年金保険として理解する場合においても、保険機能と所得移転機能の両方の性格を持っていると理解する場合においても、課税の原則から大きく逸脱していると言える。公的年金が所得移転の機能のみ保有しているという理解に立つ場合でも、厚生・共済年金受給世帯の場合、現役時代に高所得者だった世帯は

ど給付が多いのだから、高所得者優遇制度であるという批判は免れない。

(2) 企業年金の扱い

企業年金は、厚生年金基金と適格年金とも、公的年金とほぼ等しい扱いになっている。まず、厚生年金基金について述べよう。拠出段階での課税は、厚生年金基金の本人負担部分は社会保険料控除の対象であり、事業主負担分については、損金に算入される。したがって、拠出段階では非課税である。運用益に関しては、特別法人税が課せられる場合がある(老齢厚生年金の代行部分の2.7倍を超える積立金について1%の特別法人税が課せられる)。積立金に対する特別法人税は、運用益の発生時点での課税と考えることができる。しかし、実際に特別法人税が課せられるケースはほとんど無いので、運用益は実質的に非課税であると言えるだろう。給付段階の扱いは公的年金と等しい。雑所得として課税の対象であるが、公的年金等控除が適用される。したがって、特別法人税が課せられる場合を除くと、厚生年金基金は公的年金と等しい扱いを受けている。つまり、原則上は、支出税型(貯蓄控除型)の課税に基づいているが、給付段階での課税が不十分になっている。

適格年金に対する課税は次の通りである。拠出段階では、従業員拠出分について課税対象である。ただし、5万円を限度とする生命保険料控除が認められている。事業主負担分は損金算入される。適格年金での拠出のほとんどは事業主の負担なので、拠出はほぼ非課税と言える。運用益には、従来、特別法人税が課せられていた。しかし、平成5年度から老齢厚生年金の代行部分の1.7倍に相当する積立金の部分までは非課税になった。この改正の結果、適格年金も厚生年金基金も運用益に関しては、ほぼ同等の扱いになった。給付については公的年金と等しい扱いである(従業員負担分については拠出が控除される)。つまり、課税対象だが、公的年金等控除が適用される。したがって、適格年金に対する課税もほぼ貯蓄控除型課税であると言える。

(3) 個人年金の扱い

個人年金は、所得税型の課税が行われていると考えられる。まず、拠出は課税の対象である。ただし、生命保険料控除が適用される。生命保険料控除は、一般の生命保険と個人年金保険の2本建てになっており、それぞれ5万円を限度に所得控除が認められている。生命保険料控除は、年額2万5000円までの保険料については全額、2万5000円超5万円以下の保険料の部分についてはその2分の1、5万円超10万円以下の保険料の部分についてはその4分の1の金額が控除される仕組みになっている(保険料10万円の時の控除額が5万円である)。拠出段階での控除額は小さいので、拠出は課税されていると考えれば良い。次に運用益に対する課税だが、発生時点での課税は行われていない。給付段階では、給付から元本が控除されて雑所得とし課税される。給付から元本を引いた金額が課税の対象なので、給付段階での課税は運用益に対する課税の後払いと考えられる。したがって、拠出と運用益に対する課税が行われていると考えられる。つまり、所得税型の課税が行われていると言えるだろう。ただし、給付段階での運用益の課税は、運用益の発生段階での課税と等しくはない(実現時のキャピタルゲイン課税と発生時のキャピタルゲイン課税が異なるのと同じ理由である)。

(4)まとめ

以上のように、年金に対する課税は統一された原則に従っていない。公的年金、企業年金は支出税型(貯蓄控除型)に基づいているが、個人年金は所得税型の課税が行われている。このような状況のもとでは、公的年金を通じて節約する人と個人年金や通常の貯蓄手段を用いて節約する人との間に不公平が生じるだろう。さらに、個人は公的年金の拠出額を自由に選べないので、拠出額の大きさによる不公平が生じていると言えるだろう⁸⁾。表4は、それぞれの年金課税の実情をまとめたものである。

公的年金課税の現状は、原則は支出税型であるが、給付段階での課税が不十分なため、実質上どの段階でも課税されていない。したがって、保険(通常の貯蓄と同等の部分)の部分と所得移

表4 年金課税の現状

	拠出	運用益	給付
公的年金	非課税	非課税	課税*
企業年金	厚生年金基金	非課税	非課税**
	適格年金	非課税	非課税**
個人年金	課税	非課税	課税***

* 公的年金控除が適用される。

** 給付が一定額を超える場合に特別法人税が課せられる。

*** 元本部分は経費として控除される。

転の部分の両方が課税ベースから漏れていることになる。支出税主義に基づく場合、理想的な課税ベースとの乖離は給付の総額である(給付の総額は、拠出とネットの所得移転の合計に等しい)。所得税主義に基づく場合は次の通りである。まず、所得移転が正の場合、拠出と運用益、そして移転分が課税ベースから漏れている。支出税主義とは、運用益の分だけあるべき課税ベースが異なる。所得移転が負の場合は、拠出のうち給付に見合う分とその運用益が課税ベースから漏れている。この場合も、支出税主義との違いは運用益だけである。さて、問題は、この課税ベースの漏れがどの位なのかである。次節では、公的年金の給付、拠出、所得移転の大きさについての試算結果を報告し、課税ベースの漏れの大きさを検討する。

4. 課税ベースの漏れ

現実の公的年金で、保険機能に基づく分と所得移転の分はそれぞれどの程度の大きさなのだろうか。そして、現在の公的年金課税の現状で、あるべき課税ベースからどの位の「漏れ」があるのだろうか。厚生年金の場合について調べてみた結果を報告する。麻生(1992a, 1992b)と基本的に同じ方法で計算した結果である。ただし、いくつかの前提の相違点がある。相違点の主な点は、部分年金の導入や給付の可処分所得スライドなどの新しい年金改革案にあわせて計算をした点である。主な前提は以下の通りである。

- 年金支給開始年齢は新しいスケジュールを用いた。
- 部分年金の導入。

- 将来の賃金上昇率は4.0%、運用利回りは5.5%(いずれも名目値)。
- 給付の可処分所得スライドを考慮(年金保険料負担の上昇だけを考慮、税負担分は不変とした。税・保険料負担の上昇率は年率で0.2%)した。結局、給付のスライド率は4.0%から0.2%を引いた3.8%ととした。
- 将来の年金保険料率は新しい想定(部分年金の導入にあわせた)。
- ボーナスに対する1%の負担も考慮。
- 夫婦は同年齢で、60歳の平均余命まで生存(0.1歳単位まで考慮)。
- 妻は専業主婦。
- 年金加入期間は35年⁹⁾。
- 拠出額の累積値を算出するための利子率は厚生年金積立金の実際の運用利回りをういた。

以上の前提のもとで、厚生年金の給付、拠出、ネットの所得移転(給付マイナス拠出)を計算した結果が表5と表6である。各世代の平均的な値で比較して世代間の相違をみたものが表5である。表6は、所得水準と給付・拠出の関係を世代別にみたものである。表5、表6の金額は全て1994年時点における割引価値で表した¹⁰⁾。また、表5の()内の数字と表6の数字は人的資産に対する比率である。人的資産は、労働所得の割引価値であるが、保険料支払い期間についてだけ、すなわち25歳から59歳までの期間のみの労働所得の割引価値である¹¹⁾。また、表中には、(a)という欄がある。この欄は、年金給付の報酬比例部分から拠出を引いたものである。報酬比例部分の給付も拠出も所得に比例しているので、所得の高い家計ほど、これらも大きい。しかし、純移転と所得の関係は、報酬比例部分と拠出の大きさに依存する。この(a)欄がプラスであるということは、現役時代の所得に対する比例の度合いが、拠出より給付が大きいということを意味する。つまり、現役時代に高所得者だったほど、ネットの所得移転が大きいということを意味する。なお、この(a)欄の正確な意味は、生涯を通して平均所得よりも一律に100%所得が高い場合に、ネットの所得移

転の増加分を表した数字である¹²⁾。

公的年金課税の現状は、拠出、運用益、給付のどの段階でも課税されていないに等しかった。支出税主義のもとでは、給付総額の全額が課税ベースに含まれる。したがって、給付総額が支出税主義のもとでの課税ベースからの漏れを表している。なお、所得税主義のもとでの課税ベースと支出税主義のもとでの課税ベースの違いは、拠出中の保険部分から毎年発生する運用益であった。表5、表6では、この運用益の大きさについては報告していない。したがって、所得税主義のもとでの課税ベースの漏れは、支出税主義のもとでの漏れよりも更に大きくなる。以下では、課税ベースの漏れと言うとき、支出税主義を前提に議論する。

さて、表5の数字をみてみよう。給付額は将来世代ほど低くなっている。例えば、1920年生まれの給付総額はおよそ7800万円だが、1930年生まれで6000万円、1940年生まれで5000万円、1950年生まれは3800万円、1960年生まれで3300万円ほどである。これは、将来の給付の割引価値が5.5%で、給付のスライド率の3.8%よりも高いのが主な理由である(1941年生まれ以降は支給開始年齢の引き上げの影響もある)。そこで、絶対額だけでなく、人的資産との比での結果も報告している。給付を人的資産との比でみると、1920年生まれの67%から、若い世代になるにつれて低下して行く。1930年生まれの給付は人的資産との比で36%、1940年生まれでは28%である。ただし、戦後生まれの世代に限れば、この比率はほぼ一定である。1945年生まれの23%に対し、2000年生まれでも21%である。戦後生まれに限れば、年金給付総額は生涯所得の20%に相当する。そして、この大きさが課税ベースからの漏れの大きさである。

次に、厚生年金を保険と所得移転に分解してみよう。前の章の定義にしたがえば、ネットの所得移転が正の場合、拠出の総額が保険部分に相当する。ネットの所得移転が負の場合、給付総額が保険部分に相当する。計算の結果によると、ネットの所得移転が正の世代は、1965年よ

表5 厚生年金の負担と給付(課税ベースの漏れ)

単位:万円

生まれ年	給付	拠出	純移転	(a)
1920	7,827 (66.6%)	728 (6.2%)	7,099 (60.4%)	2,524
1925	7,043 (49.9%)	1,013 (7.2%)	6,030 (42.8%)	1,961
1930	5,999 (37.7%)	1,336 (8.4%)	4,663 (29.3%)	1,084
1935	5,476 (31.8%)	1,675 (9.7%)	3,801 (22.0%)	540
1940	5,002 (27.7%)	2,020 (11.2%)	2,981 (16.5%)	24
1945	4,266 (23.4%)	2,336 (12.8%)	1,929 (10.6%)	-488
1950	3,785 (21.6%)	2,596 (14.8%)	1,188 (6.8%)	-866
1955	3,502 (21.6%)	2,777 (17.1%)	725 (4.5%)	-1,143
1960	3,253 (21.8%)	2,923 (19.6%)	330 (2.2%)	-1,386
1965	3,005 (21.7%)	3,068 (22.2%)	-63 (-0.5%)	-1,631
1970	2,783 (21.6%)	3,144 (24.4%)	-361 (-2.8%)	-1,807
1975	2,578 (21.5%)	3,149 (26.3%)	-571 (-4.8%)	-1,905
1980	2,388 (21.4%)	3,097 (27.7%)	-709 (-6.3%)	-1,938
1985	2,212 (21.3%)	2,996 (28.8%)	-784 (-7.5%)	-1,918
1990	2,049 (21.2%)	2,858 (29.5%)	-808 (-8.4%)	-1,853
1995	1,898 (21.1%)	2,691 (29.9%)	-793 (-8.8%)	-1,756
2000	1,759 (21.0%)	2,506 (29.9%)	-748 (-8.9%)	-1,636

()内は人的資産に対する比率。

(a) 報酬比例部分の給付-拠出。

厚生年金が事実上非課税の現状では、給付が課税ベースの漏れを表す。

表6 課税ベースの漏れ(所得, 生まれ年による違い)

生まれ年	所得水準				
	0.6	1.0	1.4	1.8	2.2
1920	92.6%	66.6%	55.5%	49.3%	45.4%
1925	69.2%	49.9%	41.7%	37.1%	34.2%
1930	52.7%	37.7%	31.3%	27.7%	25.5%
1935	44.4%	31.8%	26.4%	23.3%	21.4%
1940	38.6%	27.7%	23.0%	20.4%	18.8%
1945	32.3%	23.4%	19.6%	17.5%	16.2%
1950	29.4%	21.6%	18.2%	16.4%	15.2%
1955	29.2%	21.6%	18.3%	16.5%	15.3%
1960	29.5%	21.8%	18.5%	16.7%	15.6%
1965	29.3%	21.7%	18.5%	16.7%	15.5%
1970	29.1%	21.6%	18.4%	16.6%	15.5%
1975	28.9%	21.5%	18.3%	16.6%	15.4%
1980	28.7%	21.4%	18.2%	16.5%	15.4%
1985	28.6%	21.3%	18.2%	16.4%	15.3%
1990	28.4%	21.2%	18.1%	16.4%	15.3%
1995	28.2%	21.1%	18.0%	16.3%	15.2%
2000	28.0%	21.0%	18.0%	16.3%	15.2%

所得水準は1.0が各世代の平均所得。

表中の数字は、人的資産との比(給付/人的資産)。

りも以前に生まれた世代である。したがって、これらの世代では、拠出が保険の大きさを表す。保険の部分は1920年生まれで人的資産の6%である。世代が若くなるにつれて上昇していき、1965年生まれでは20%強に達している。一方、所得移転の部分の大きさは、1920年生まれで人

的資産の60%に相当している。1920年代や1930年代に生まれた世代では、年金のほとんどの部分が所得移転である。さて、年金保険の部分と所得移転の部分がほぼ等しくなるのは1943年生まれの世代である。これ以降の世代では保険の部分の方が大きくなる。1950年生まれでは年金部分が人的資産の15%であるのに対し、所得移転部分は7%になっている。そして、1965年生まれでは所得移転の部分はほぼ0に等しく、この世代(この世代の平均所得の家計について妥当するというのが正確な表現である)では、厚生年金は保険部分だけからなっている。1965年生まれ以降の世代では、ネットの移転が負になるので、給付総額が保険を表している。給付総額の人的資産に対する比率は、これらの世代ではほぼ21%で一定である。拠出は、保険料率が今後上昇して行くために、若い世代ほど高い。したがって、所得移転部分の大きさは世代によって異なる。1965年生まれのマイナス0.5%から、2000年生まれではマイナス8.9%までの幅がある。

表5は各世代の平均所得の家計を前提にした計算結果であった。世代を固定しても、所得水準の違いによって給付や拠出は異なる。表5の

(a)欄の値は、公的年金を通じた所得移転の「逆進性」を表している。この数字がプラス世代では、高所得者ほどネットの所得移転が多くなる。表によると、1920年代や1930年代に生まれた世代で逆進性があることがわかる。そして、1940年生まれ世代を境にして、(a)欄の符号がプラスからマイナスに変わっている。1940年生まれ以降の世代では所得分配の逆進性は解消されている。さて、実際に世代別に、課税ベースの「漏れ」(給付総額を人的資産で割った値)を計算した結果が表6である。この値は、所得水準によってかなり異なっている。表の列が所得水準を表している。1.0の列が各世代の平均所得を表し、0.6の列は平均所得の0.6倍の所得水準であることを表している。人的資産との比率でみると、低所得者ほど給付は大きい。ただし、これをもって低所得者ほど課税ベースの漏れが大きいとは言えない。絶対額(表では報告していない)でみると、高所得者ほど給付が大きいからである。

現状の公的年金課税は、課税ベースを大きく侵食している。戦後生まれの世代に限っても、人的資産の20%が課税ベースから漏れている。また、高所得者ほど給付総額が多いので、絶対額をもとに議論すれば、高額所得者ほど利益を得ていると言える。

5. まとめ

この論文では、年金課税の現状を租税原則の観点から評価してきた。支出税主義を前提にすると、戦後生まれの世代では、各世代とも平均で生涯所得の20%相当額が課税ベースから漏れていることが明らかになった。なお、絶対額で見れば高額所得者ほど課税ベースの漏れが大きい。したがって、現状の課税は、公平性の見地からは非常に問題があると思われる。このためには、公的年金等控除を廃止して、給付時の課税を完全なものにする必要がある。ただし、これだけでは十分ではない。年金課税は、全体としての租税原則と整合的である必要がある。例えば、現在の公的年金等控除を廃止して、公

的年金課税を支出税主義型課税に改めたとしても、私的年金や他の貯蓄手段が所得税型で課税されるならば、公的年金を通じた儉約だけを特別扱いしていることになる。

さて、分析の結果は以上の通りである。課税ベースの漏れについては、公的年金(中でも厚生年金)だけを取り上げて議論した。国民年金や共済年金についても同様の分析を行う必要があるだろう。また、公的年金だけでなく、他の貯蓄手段一般や、さまざまな税のループホールにも注意を払った議論が必要だろう。

(論文受付日1994年6月6日採用決定日1995年3月8日)

注

* 本稿をまとめるに当たり、野口悠紀雄氏(一橋大学)、高山憲之氏(一橋大学)、および匿名のレフェリーの方から有益なコメントをいただいた。もちろん、本稿に残されたありうべき誤りは、筆者の責任である。

1) 前者の立場、すなわち拠出が目的税だという考え方にたつ場合、拠出に対してあらかじめ課税する必要はもちろんない。ただし、この場合、拠出を含めた所得(支出税型の場合は、支出もしくは労働所得)そのものが課税ベースになる。正しい課税のあり方は、税制全体からみて、この目的税(拠出)の負担が適正かどうかを判断し、税負担額の調整を行うことが必要である。しかし、税制全体からみた税負担の調整のありかたは、この研究の範囲をはるかに超えてしまう。後者の立場に立つ場合の答えは簡単である。拠出は課税ベースではなく、拠出に課税する必要はない。税負担の調整の問題がないとすれば、いずれの場合でも、拠出に対する課税は不要である。

2) 所得移転は、ある政策目的を達成するために行われており、そうした移転に対して課税をおこなうのはおかしいという立場も当然あり得る。

3) 遺族老齢年金があるが、これは世帯を単位に公的年金が設計されているためである。

4) 麻生(1992a)は各世代の平均的な世代間移転についてのみ計算している。麻生(1992b)は、所得水準や世帯類型の違いによる移転の大きさまで計算した。どちらも、平成元年度財政再計算での想定をもとに計算している。将来の名目賃金の上昇率は4.0%、積立金の名目収益率は5.5%、そして年金支給開始年齢が65歳に引き上げられるとした場合の保険料率を用いた。なお、計算の詳細については、麻生(1992a)のAppendixにまとめられている。

5) 人口成長率が一定であるような経済を考えたとき、賦課方式の年金で市場収益率に等しい給付が長期的にも可能なのは、人口成長率と一人あたり経済成長率の和が利子率が等しい場合のみである。ただし、短

期的には今述べた条件が成立していなくても、ある特定の世代に対しては、市場収益率に等しい給付を支給することは可能である。

6) 所得の種類に基づかない人的な控除は別である。

7) 「図説 日本の税制 平成5年度版」76p, 77pを参照。

8) 生涯所得を課税ベースとするべきだという立場からは、公的年金による強制貯蓄の部分が、個人の最適な貯蓄経路とどの位乖離しているかで、公平性の問題を議論するのが厳密には正しいと思われる。

9) ここでは、すべての人の35年加入を前提に計算したが、実際の公的年金加入期間は世代によって差がある。特に、現在の高齢者の平均加入期間は35年よりも短い。したがって、課税ベースの漏れについての試算は、それぞれの世代の平均的な受給者のそれとは異なっている。なお、給付算定に用いられる報酬比例乗率は生まれ年によって異なるが、これは平均加入期間の短い世代の給付と、平均加入期間のより長い世代で、給付水準を等しくするための措置である。

10) 割引率は、厚生年金の運用利回りの予想値5.5%を用いた。

11) 人的資産には、ボーナスだけでなく、退職一時金(労働所得の後払いと考えられる)も含まれていない。また、当然のことながら、賃金以外の所得(移転所得や、利子所得)も含まれていない。

12) 詳しくは、麻生(1992b)を参照せよ。

参考文献

- 麻生良文(1992a)「厚生年金制度による世代間所得移転」、『郵政研究レビュー』第2号, 1992年3月。
 麻生良文(1992b)「厚生年金制度による所得移転—世帯類型, 所得水準との関係—」、『経済研究』第43巻第2号, 1992年4月。
 大田弘子(1990)「年金課税改革の方向」、『税制改革の潮流 シリーズ現代財政2』貝塚啓明・石弘光・野口悠紀雄・宮島洋・本間正明編 第9章, 有斐閣。
 高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄・有田富美子・上野大・久保克行(1990)。「家計の貯蓄と就労等に関する経済分析—公的年金との関係に焦点をあてて—」、『経済分析』第121号, 経済企画庁研究所。
 野口悠紀雄(1989)『現代日本の税制』有斐閣。

農業経済研究 第67巻第2号

(発売中)

ガット・ウルグアイラウンド合意後の地域農業をめぐる課題——1995年度大会討論会報告——

会長挨拶……………和田 照 男
 座長挨拶……………長 憲次・石田正昭

報 告

ウルグアイラウンド合意後の日本農政と地域農業……………堀 口 健 治
 水田農業の担い手形態と農地管理……………竹 谷 裕 之
 市場開放下の畜産をめぐる地域的課題……………甲 斐 論
 ——肉牛を中心として——

地域農業の新段階と農協の役割……………増 田 佳 昭
 コメント……………生源寺真一, 稲本志良, 太田原高昭

合同討論

個別報告

《書 評》

荏開津典生・樋口貞三編『アグリビジネスの産業組織』……………上 路 利 雄
 七戸長生著『世界の農民群像』……………岡 部 守
 増田萬孝著『緑の革命の稲・水・農民』……………小 杉 正

《会 報》

1996年度大会のお知らせ・学会賞の推薦について

日本学術会議だより

編集委員だより

B5判・80頁・定価1240円 日本農業経済学会編集・発行/岩波書店発売